

## 池田市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要領

### 【目的】

この要領は、野良猫のみだりな繁殖を抑制し、不幸な野良猫を増やさないためTNR活動又は地域猫活動に取り組むボランティア（個人及び団体）に対し、所有者のいない野良猫の不妊・去勢手術に係る経済的負担を軽減するため、公益財団法人どうぶつ基金が実施する「さくらねこ無料不妊手術事業」により本市が取得した「さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### 【定義】

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 野良猫 特定の飼主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- (2) 地域猫 特定の飼主がなく、地域に住み着いている猫であって、その地域の住民の理解と協力を得たうえで、地域住民が主体となり、餌の管理、糞尿の処理、不妊・去勢手術措置等の適切な管理がされているものをいう。
- (3) TNR活動 野良猫を捕獲（T r a p）し、不妊・去勢手術（N e u t e r）を行い、元の場所に戻す（R e t u r n）活動をいう。
- (4) 地域猫活動 地域猫の数や状態等を把握し、適切に飼育管理する活動をいう。
- (5) 不妊・去勢手術 不妊手術又は去勢手術による野良猫の生殖を不能にする手術（当該手術を受けた猫を識別するために行う野良猫のいずれか一方の耳の一部を切り取る措置を含む。）をいう。

### 【交付対象】

チケットの交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たすボランティアとする。

- (1) 市内に居住する個人、または市内に活動拠点を有する団体。
- (2) 市内で捕獲された野良猫に対し、TNR活動を行う者。
- (3) TNR活動を実施する地域の状況について、野良猫の数、又その内不妊・去勢手術済の数等把握可能な者。
- (4) 公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業要綱」及び「行政枠同意事項」に規定する事項を遵守する者。

参考：さくらねこ無料不妊手術事業要綱掲載ページ

[\(https://sakuraneko-tnr.doubutukikin.or.jp/\)](https://sakuraneko-tnr.doubutukikin.or.jp/)

行政枠同意事項掲載ページ

[\(https://sakuraneko-tnr.doubutukikin.or.jp/about/register\)](https://sakuraneko-tnr.doubutukikin.or.jp/about/register)

### 【交付対象外】

次の各号に掲げる猫について不妊・去勢手術を受けさせようとする者は、交付の対象外とする。

- (1) 飼い猫にする予定の野良猫。
- (2) 「池田市野良猫不妊・去勢手術支援事業実施要綱」に基づき「野良猫不妊・去勢手術実施承認申請書兼承認書」により申請された野良猫。
- (3) その他チケットの利用が適当と認められない野良猫。

### 【登録】

チケットの交付を受けようとする者は、あらかじめ、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付団体登録申請書（様式第1号）及びその他市長が必要と認める書類を提出し、その登録を受けなければならない。

市長は、前段の登録申請があったときは、その内容を審査した上で、登録の可否を決定し、登録申請した者に通知を行う。

登録を受けた者（以下「登録者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその登録を取り消すことができる。

- (1) さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付団体登録申請書に定める登録の条件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により登録を受けたと判断できるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が登録団体として不適当と認めるとき。

#### 【申請及び交付】

チケットの交付を申請しようとする登録者は、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付申請書（様式第2号）及びその他市長が認める書類を市長に提出するものとする。

市長は、前段の交付申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、公益財団法人どうぶつ基金にチケットの交付申請を行う。

市長は、公益財団法人どうぶつ基金より交付されたチケットについて、交付申請した者に交付を行う。

交付を受けた者（以下「交付者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は登録者に対し、市長が定める期間チケットの交付を行わないことを決定することができる。

- (1) さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付申請書に定める確認・誓約事項に反していると判断したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長がチケットの使用方法として不適当と認めるとき。

#### 【返還】

交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、チケットの交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付したチケットの全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) チケットの利用方法が著しく不適切と認められるとき。
- (2) その他市長が不適切と認めるとき。

#### 【活動報告】

交付を受けた者は、チケットの使用有効期限が終了した後4日以内にさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）報告書（様式第3号）及びその他市長が認める書類を市長に提出するとともに、併せて使用しなかったチケットを返却するものとする。

#### 【免責】

市長は、当該チケットに係る活動に関連して生じた事故について一切の責任を負わないものとする。

#### 【その他】

この要領に定めるもののほか、チケットの交付について必要な事項は市長が別に定める。

施行：令和7年8月22日